

東日本大震災 Q & A (借入・ローン関係)

内容

借入・ローン関係.....	7
各種融資制度をめぐる問題	7
Q 1 年金生活者ですが、年金を担保にお金を借りることができると聞きました。貸付制度の内容について教えてください。	7
Q 2 地震で家屋が倒壊、損傷しました。家屋の建替資金、補修資金のための支援や、新規融資を受けられないのでしょうか。	7
Q 3 恩給・共済年金担保貸付の内容について教えてください。	8
Q 4 市役所から土砂の流失による災害から守るための工事を行うよう勧告を受けましたが、費用がありません。どうしたらよいのでしょうか。	8
Q 5 傾斜地にある建物について支援はありますか。	8
借金の支払いをめぐる問題	9
Q 1 震災の影響で住宅ローンの支払が苦しくなりました。どうしたらよいのでしょうか。	9
Q 2 被災して借金の返済が無理となり、自己破産を検討しています。自己破産する場合の注意点を教えて下さい。	9
Q 3 自宅のローンとその他に借入れがあります。勤務先が大きな被害を受けて廃業し、別の会社に再就職しましたが、給料が大幅に下がってしまい、今までどおり返済をしていくことはとてもできません。自宅を手放さずに、返済金額を少なくする方法はないのでしょうか。	10
Q 4 振り出した手形の決済日が迫っているのですが、今回の震災のために決済資金の目途が立ちそうにありません。ただ、震災で壊れた工場を建て直し、設備を新たにそろえれば、経営を続けることはできそうなのです。なんとか、会社を倒産させずにすむ方法はないのでしょうか。	11
Q 5 震災後、夫婦関係が悪くなってしまったため、離婚を考えています。自宅ローンは夫名義ですが、保証人になっています。離婚すれば、保証人でなくなることはできるのでしょうか。	12
Q 6 破産を検討しています。車が津波で流されたので、夫が自己名義で車を購入しています。私が破産した場合、車は手放さなければならないのでしょうか。	13
Q 7 震災でも家に損傷はなかったのですが、収入が激減したため、銀行と相談し、住宅ローンの支払を一時ストップしてもらいました。最近、銀行から、もう待てないと言われています。何とか、家を手元に残したいのですが、どうしたらよいのでしょうか。	13
個人債務者の私的整理ガイドラインをめぐる問題.....	14
Q 1 個人債務者の私的整理に関するガイドラインとは何ですか。利用を検討しているのですが、具体的にはどういう制度なのか。	14

Q 2 個人債務者の私的整理に関するガイドラインは、どのような人が利用できるのですか。	14
Q 3 個人債務者の私的整理に関するガイドラインの利用を検討しているのですが、申出要件の「東日本大震災の影響を受けたこと」の証明はどのようにすれば良いですか。原発の影響による場合も、影響を受けるものとして制度の利用は可能ですか。	15
Q 4 個人債務者の私的整理ガイドラインというものがありますが、法人は利用できないのでしょうか。	16
Q 5 住宅ローンのほかに、銀行のいわゆるフリーローンの借り入れがあります。フリーローンで借りた金はギャンブルに充てていました。ギャンブルのための借り入れがある場合、個人債務者の私的整理に関するガイドラインの利用ができないと聞きました。本当なののでしょうか。	16
Q 6 個人債務者の私的整理に関するガイドラインの「対象債権者」とはすべての債権者のことでしょうか。消費者金融からの借入だけですが利用できますか。	17
Q 7 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務の整理は、破産や民事再生（個人再生）とは違うのですか。それぞれのメリット・デメリットを教えてください。	18
Q 8 個人債務者の私的整理に関するガイドラインの申出要件の「既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること」とは、どのような場合をいうのですか。	18
Q 9 震災で収入が途絶えてしまったので、個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務の整理を考えています。もらった義援金は、将来が不安なので使わないでいますが、財産があるということで、ガイドラインの利用ができないことになるのでしょうか。	19
Q 10 就業先が事業を再開したので、定期収入を得るようになりましたが、以前よりは給与は減ってしまいました。現在は、仮設住宅に入っていて家賃がかからないので、ぎりぎり負債を返済できていますが、仮設住宅を出て家賃を払うようになったら、返済は難しくなってしまいます。個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務の整理は可能でしょうか。	19
Q 11 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の申出要件の「弁済について誠実であり、その財産状況（負債の状況を含む）を対象債権者に対して適正に開示している」とは、どういう意味でしょうか。	20
Q 12 震災前に、負債の返済が何度か滞ってしまい、債権者から「期限の利益を喪失した」と言われ、負債全額の支払を請求されていましたが、債権者との話合いで、再び分割払をすることになり、それからは一度も遅れることなく返済していました。個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の利用はできるのでしょうか。	20
Q 13 個人債務者の私的整理に関するガイドラインの申出要件の「破産手続や民事再	

生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できる」の意味を教えてください。申出の段階で、回収を得られる見込みを証明しなければならないのでしょうか。	20
Q 1 4 個人版私的整理ガイドライン運営委員会とは何ですか。ガイドラインによる債務整理の支援をしてもらえるのですか。	21
Q 1 5 個人債務者の私的整理に関するガイドラインを利用したいのですが、何を用意すればよいのですか。	21
Q 1 6 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の申出をした後でも、支払は継続しなければなりません。	22
Q 1 7 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の申出をした後に、追加融資を受けることは可能ですか。	22
Q 1 8 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の弁済計画案にはどのような種類があるのですか。	23
Q 1 9 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の弁済型弁済計画案の場合、計画案に何を書けばよいのですか。	23
Q 2 0 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の清算型弁済計画案の場合、計画案に何を書けばよいのですか。	23
Q 2 1 定期収入があるのですが、個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の清算型弁済計画案を利用することは可能でしょうか。	24
Q 2 2 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の事業再建型弁済計画案の場合、計画案に何を書けばよいのですか。	24
Q 2 3 被災者生活再建支援金、災害弔慰金・見舞金、義捐金を受け取った場合、個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の弁済計画にどのような影響がありますか。震災後、災害弔慰金等を元手に不動産を購入した場合はどうですか。	25
Q 2 4 震災前に自動車を購入しており、ローンはすでに完済しています。生活するには車がどうしても必要ですが、個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の制度を利用する場合、車は手放さなければなりません。	26
Q 2 5 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の弁済計画案はいつまでに提出しなければなりません。また、提出が遅れた場合、どうなりますか。	26
Q 2 6 知人の住宅ローンについて保証人になっています。知人が個人債務者の私的整理に関するガイドラインを利用するようです。私は保証分を弁済しなければならないのでしょうか。	27
Q 2 7 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の弁済計画の報告書とは何ですか。誰が作成するのですか。	27
Q 2 8 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の弁済計画案の説明等は、どのようにすればよいのですか。	28

Q 2 9 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の弁済計画は、どのように成立するのですか。	28
Q 3 0 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の弁済計画が成立に至らなかった場合、どうしたらよいですか。	29
Q 3 1 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の弁済計画は無事成立しましたが、勤め先が突然倒産してしまい、弁済計画の履行ができなくなっていました。どのようにしたらよいですか。	29
Q 3 2 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の債権者の中に、利息制限法を超える利率であった業者がいます。何か注意すべき点がありますか。	29
Q 3 3 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理に非協力的な業者がいる場合は、どのように対処したらよいのでしょうか。	30
事業者の二重ローンをめぐる問題	31
Q 1 事業者ですが、今回の震災で、工場が損壊しました。工場の修繕をしたいのですが、震災前からの債務が負担になって新規の資金調達が困難です。東日本大震災では、事業者の二重債務問題（二重ローン問題）対策として、債権の買取りなどをしてくれるところがあると聞きましたので、教えてください。	31
Q 2 産業復興相談センター・産業復興機構と東日本大震災事業者再生支援機構とで、支援対象となる事業者は異なるのでしょうか。	31
Q 3 東日本大震災事業者再生支援機構の支援体制が強化されたと聞きましたが、どのように変わったのでしょうか。	32
Q 4 大企業（大規模な事業者）は、東日本大震災事業者再生支援機構の支援対象外となるようですが、支援対象となる事業者との区別は、どのような基準によるのでしょうか。	32
Q 5 震災を機に、業種を変更しようと考えています。業種を変える場合でも、東日本事業者再生支援機構の支援対象になりますか。	32
Q 6 今回の震災で被害を受けました。新たに別の地域で、事業を再開しようと考えています。東日本事業者再生支援機構の支援を受けることはできるのでしょうか。	32
Q 7 東日本大震災事業者再生支援機構では、金融機関等有する債権を買い取ってもらえる場合があると聞きましたが、「金融機関等」とは、どのようなものですか。	33
Q 8 東日本大震災後に融資を受けたのですが、この借入れは、東日本大震災事業者再生支援機構の買取り対象となりますか。	33
Q 9 東日本大震災事業者再生支援機構では、買い取った債権を免除してもらえるのですか。	33
Q 1 0 東日本事業者再生支援機構が支援決定を行うかどうかは、どのようにして決まるのですか。	33
Q 1 1 東日本事業者再生支援機構が、債権買取りを決定するかどうかは、どのようにし	

て決まるのですか。	34
Q 1 2 東日本大震災事業者再生支援機構の債権の買取価格はどのように算定されますか。	35
Q 1 3 東日本大震災事業者再生支援機構による支援の申込みに事業再生計画が必要と のことですが、地域の復興計画自体が検討中の段階のため、具体的な事業再生計画が作成 できません。どうしたら良いでしょうか。	35
その他	36
Q 1 震災で、キャッシュカードや預金通帳、印鑑も紛失してしまいました。預金を引き 出すことはできないのでしょうか。	36
Q 2 「振り込め詐欺」に遭い、お金を振り込んでしまいました。どうすればよいでしょ うか。	36
Q 3 根抵当権の設定者（不動産所有者）が行方不明です。元本を確定させるにはどのよ うにすればよいのでしょうか。	38
Q 4 震災で家を失ったため、お金を借りて家を建て直したいのですが、過去に債務整理 をしています。お金を借りることはできないのでしょうか。	38
Q 5 友人にお金を貸していましたが、震災後、行方がわかりません。支払を求めること はできますか。	39
Q 6 震災後、生活が苦しくなりましたが、最近葉書が来て、お金を貸してくれるとのこ とだったのでお願いしました。2万円を借りることになりましたが、手数料5000円を引 かれ、実際には1万5000円しか振り込まれませんでした。その後、3万円も返済しまし たが、まだ請求が来ます。どのようにしたら良いのでしょうか。	39
Q 7 東日本大震災の影響で、会社の業績が悪化しました。退職し、別の会社に転職しよ うと考えています。震災前から金融機関からの借金があり、返済が滞ったため裁判を起こ され、つい先日、支払を命じる判決が出されました。退職金は差押されてしまうのでし ょうか。	40

借入・ローン関係

各種融資制度をめぐる問題

Q 1 年金生活者ですが、年金を担保にお金を借りることができると聞きました。貸付制度の内容について教えてください。

A 高齢者などが医療費や住宅の改修費用などで一時的に資金が必要となった場合に、その公的年金を担保として小口の資金を低利で融資する公的な貸付制度です。年金を受け取る権利は、譲渡したり担保にすることは法律で禁止されていますが、独立行政法人福祉医療機構から借入れをする場合は、例外的に認められています。

- ・ 融資を受けられる方は、厚生年金保険、国民年金、労働者災害補償保険の年金を受給している方になりますが、生活保護受給中の場合などは対象外になります。
- ・ 借入申込みは、年金を受け取っている銀行、信用金庫等の店舗（「独立行政法人福祉医療機構代理店」の表示があります。）で行います。なお、ゆうちょ銀行、農協及び労働金庫は取扱窓口になっていません。
- ・ 返済が終了するまでは、年金の一部を受け取ることができなくなりますので、ご注意ください。また、自己破産をして免責を受け、他の負債がなくなった場合にも、年金担保で借り入れた部分については、返済が終了するまで年金からの天引きが続くことになります。したがって、借入後の生活の負担にならないよう、慎重に計画を立てて利用する必要があります。
- ・ 詳しくは、年金を受け取っている金融機関あるいは独立行政法人福祉医療機構にお問い合わせ下さい。
- ・ 恩給または共済年金による貸付制度は、日本政策金融公庫にお問い合わせください。

Q 2 地震で家屋が倒壊、損傷しました。家屋の建替資金、補修資金のための支援や、新規融資を受けられないでしょうか。

A 被災者生活再建支援法による支援金の給付や災害復興住宅融資といった制度があります。

その他にも、金融機関や自治体において、個別に柔軟な対応をしている所もあるので窓口で確認してみましょう。

- ・ 被災者生活再建支援法によって、上限 300 万円の支援金の給付がされる場合があります（返済の必要はありません。）。
- ・ 独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準（「り災証明書」を交付されている方等）を満たしている場合には、一定の元金据置期間の認められた融資（災害復興住宅融資）を受けることができます。

Q 3 恩給・共済年金担保貸付の内容について教えてください。

A 恩給、共済年金、災害補償年金などを受けている方が、住宅などの資金や事業資金が必要となった場合に、恩給や共済年金などを担保として、小口の資金を低利で融資する公的な貸付制度です。

- ・ 融資金額は、250 万円以内ですが、恩給や共済年金などの年額の 3 年分以内になります。
- ・ 借入申込みは、日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）で行います。
- ・ 返済金として恩給や共済年金などを公庫が受け取ります。完済まで支給金の全額が返済にあてられますので、借入により生活に支障がないかどうかよく考えて利用を検討する必要があります。
- ・ 詳しくは、お近くの公庫各支店にお問い合わせ下さい。

Q 4 市役所から土砂の流失による災害から守るための工事を行うよう勧告を受けましたが、費用がありません。どうしたらよいでしょうか。

A 住宅支援機構の宅地防災工事資金融資制度があります。

地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた方に必要な資金を融資する制度です。

- ・ 申し込めるのは、(1) のり面の保護、(2) 排水施設の設置、(3) 整理、(4) 擁壁の設置（旧擁壁の設置を含む）になります。
- ・ 融資の申込みは、お近くの機構融資取扱金融機関窓口、または、郵送により住宅金融支援機構に行うことになります。
- ・ 融資条件、手続等、詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせ下さい。

Q 5 傾斜地にある建物について支援はありますか。

A 住宅金融支援機構の地すべり等関連住宅融資があります。地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を関連事業計画又は勧告に基づいて移転したり、これに代わるべき住宅を建設または購入する場合の資金を融資する制度です。

- ・ 融資申込みは、お近くの機構融資取扱金融機関窓口、または、郵送により住宅金融支援機構に行うことになります。詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせ下さい。

借金の支払いをめぐる問題

Q 1 震災の影響で住宅ローンの支払が苦しくなりました。どうしたらよいでしょうか。

A 金融機関が、金利の減免、支払猶予に応じる可能性がありますので、まずは金融機関に相談してください。

また、破産や個人再生といった法的手続により債務の整理をすることができます。

さらに、東日本大震災の影響により債務の支払が困難となった個人の方については、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務整理も可能です。

- ・ 被災したからといって、法的に、当然に、金利の減免や支払猶予を受けられるわけではありません。しかし、今回の震災の甚大さに鑑みて、住宅金融支援機構は、(1) 返済金の払込みの据置（1～3年）、(2) 据置期間中の利率の引下げ、(3) 返済期間の延長（1～3年）などの返済方法変更の申込みを受け付けているようです。民間の各金融機関でも一定期間の支払の猶予、弁済ないし償還期間の延長などの対応をする可能性もありますので、現状を説明し、相談されるとよいでしょう。
- ・ また、既存住宅ローン等の債務の支払ができなくなった場合、破産や個人再生といった法的手続をとることにより、債務を整理することができます。具体的には、破産では、免責により債務の支払責任を免れることになり、個人再生では、所定の額を原則3年の分割払いをし、残額が免除となります。
- ・ また、このたびの東日本大震災により債務の支払が困難となった個人については、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務整理も可能です。破産などの法的手続をとった場合、一定の資格制限や個人信用情報の登録などが行われてしまい、保証人には影響がなく、保証人が債権者から保証債務の履行を求められてしまいますが、ガイドラインによる債務整理の場合は、かかる不利益を回避できる可能性があります。
- ・ ガイドラインについて、詳しくは「個人債務者の私的整理ガイドラインをめぐる問題」のQ&Aを参照してください。

Q 2 被災して借金の返済が無理となり、自己破産を検討しています。自己破産する場合の注意点を教えて下さい。

A (1) 免責が認められない場合があります。

(2) 破産手続が終了するまでの間、職業や転居等について、一定の制限を受ける場合があります。

(3) 生活に必要な家財道具等の一定の財産以外は、失うことになります。ただし、今回の震災の場合は特別の配慮がされる可能性があります。

(4) 官報に、住所や氏名等が記載されます。

(5) 信用情報を取り扱う機関に登録されることにより、数年間は、借入れやクレジットカードの作成ができなくなります。

1. 破産すれば、通常、免責（弁済責任がなくなること）が認められますが、賭博や浪費などの理由で借金が増加している場合や財産を隠した場合などには、免責が認められない場合があります。
2. 破産手続開始決定から免責決定が確定するまでの間、弁護士や司法書士などの一定の資格業・保険勧誘員・警備員など一定の仕事・後見人・遺言執行者などの一定の地位に就くことができなくなるなどの制限を受けることになります。
また、破産管財人が選任される場合、郵便物が破産管財人宛に配達され開封されることがあるほか、居住地の変更には裁判所の許可が必要になります。ただし、職業等の制限は、破産手続開始決定から免責決定が確定するまでの間に限られています。
3. 破産手続においては、生活に必要な家財道具等の一定の財産以外は失うことになるのが原則ですが、今回の震災では、災害弔慰金や被災者生活再建支援金も、全部または一部について、破産者の手元に残す扱いとなる可能性があります。
4. 破産すると選挙権がなくなる、戸籍や住民票に記載される、銀行の普通預金口座も使用できなくなるということはありません。

Q 3 自宅のローンとその他に借入れがあります。勤務先が大きな被害を受けて廃業し、別の会社に再就職しましたが、給料が大幅に下がってしまい、今までどおり返済をしていくことはとてもできません。自宅を手放さずに、返済金額を少なくする方法はないでしょうか。

A 今回の震災では、借入先の金融機関などが、それぞれ、一定の期間、住宅ローンの支払を一定期間猶予するなど、特別の措置をとっていることが考えられます。まず支払の猶予や返済方法の変更を相談してみてください。

自宅を確保しながら返済金額を少なくするための法的手続としては、

(1) 小規模個人再生手続 (2) 給与所得者等再生手続

が考えられます。

一定の要件を満たす場合には、個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき、債務整理の手続を行うことも考えられます。

- ・ 今回の震災では、借入先の金融機関などは、それぞれ、一定の期間住宅ローンの支払を一定期間猶予するなど、特別の措置をとっていることが考えられますので、支払の猶予を受けることや返済方法を変更することを検討してみてください。
 1. 住宅金融支援機構から借入を行っている場合は、被災の状況によって、1年～3年の支払猶予が受けられる可能性があります。
 2. 銀行などの金融機関から借りている場合でも、金融機関ごとに対応が異なりますので、借入先の金融機関にご相談ください。

- ・ 借入先との相談だけで返済を少なくすることができない場合には、法的な手続を利用して、返済金額を少なくすることが考えられます。個人債務者について、住宅を保持しつつ債務を整理することが可能となる法的手続として、住宅資金貸付債権に関する特則を利用して、
 1. 小規模個人再生手続
 2. 給与所得者等再生手続を行うことが考えられます。
- ・ 小規模個人再生手続や給与所得者等再生手続は、裁判所に申立てを行います。おおまかな流れとしては、
 - (1) 手続開始の申立
 - (2) 再生計画案の提出
 - (3) 再生計画の認可となりますが、それぞれの手続ごとに、法律で手続を開始するための要件（収入の状況や債務の額など）、必要な手続（再生計画案の提出など）や要件（再生計画案の決議など）が定められていますので、その内容にしたがって手続を行う必要があります。
- ・ また、住宅資金貸付債権に関する特則を利用するためにも、必要な手続や要件が法律で定められていますので、その内容にしたがって手続を行わなければなりません。
- ・ 個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき、一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会に債務整理を申し出て、手続を行うことも考えられます。同ガイドラインは、東日本大震災の影響により住宅ローンや事業性ローン等、東日本大震災以前に負担していた債務の弁済に困難を来している個人の債務者の生活の再建又はその営む事業の再建・継続を目的として策定されているため、まず住居・勤務先等の生活基盤や事業所等の事業基盤などが東日本大震災で影響を受けたことが前提となります。

そのうえで、一定の要件を満たした場合に、ガイドラインを利用して債務整理を行うことを申し出ることが可能とされていますので、要件の確認が必要です。
- ・ 自宅を手放さずに返済金額を少なくするために、どのような方法をとることができるかどの方法をとるのがよいのかは、状況に応じて判断する必要がありますし、また、小規模個人再生手続や給与所得者等再生手続は、法律に定められた内容に従って手続を行う必要があるため、早めに、最寄りの弁護士会などに相談するのがよいでしょう。

Q 4 振り出した手形の決済日が迫っているのですが、今回の震災のために決済資金の目途が立ちそうにありません。ただ、震災で壊れた工場を建て直し、設備を新たにそろえれば、経営を続けることはできそうなのです。なんとか、会社を倒産させずにすむ

方法はないでしょうか。

A 手形を振り出した相手方や裏書譲渡された相手等に手形の支払期日を延ばしてもらえないかどうか、交渉をしてみるのがよいでしょう。

震災のための特別措置により、手形の不渡処分の猶予や取引停止処分の猶予の手続をとることも考えられます。

会社を倒産させないために、どのような方法をとることができるかについては、状況に応じて判断する必要がありますので、早めに、最寄りの弁護士会などに相談するのがよいでしょう。

- ・ 会社を倒産させないためには、まず、不渡処分を受けないように、手形を振り出した相手方に連絡を取り、まだ手形を所持している場合には、手形の支払期日を延ばしてもらえないかどうか、交渉をしてみるのがよいでしょう。
- ・ もし、手形を振り出した相手方が、すでに、手形を裏書譲渡していたり、割引をしているという場合には、手形のジャンプができるのかどうか、交渉します。
- ・ 今回の震災のため不渡りとなった手形については、当分の間、支払銀行の判断によって、不渡処分の前提になる不渡報告への掲載を猶予するなど、特別の措置がとられています。
- ・ 事業を再建できる見込みがあり、また、そのための資金が準備できるようであれば、その資金を手形決済ではなく、事業の再建に使い、手形債権者との間で、個別に支払を猶予してくれるように交渉するということが考えられます。
- ・ 倒産ではなく、事業を継続しながら債務の整理を行う法的な手続として、民事再生手続があります。
- ・ 会社を倒産させないために、「どのような方法をとることができるか。」「どのような方法をとるのがよいのか。」は、会社の資金繰りやどのような債権者がいるかなど、状況に応じて判断する必要がありますので、早めに、最寄りの弁護士会などに相談するのがよいでしょう。

Q 5 震災後、夫婦関係が悪くなってしまったため、離婚を考えています。自宅ローンは夫名義ですが、保証人になっています。離婚すれば、保証人でなくなることはできるのでしょうか。

A 離婚したからといって当然に保証人でなくなるわけではありません。

- ・ 保証契約は、あなたと金融機関との間の契約ですから、あなたと夫が離婚するかどうかは、基本的に、契約に影響を及ぼすことはありません。
- ・ もちろん、金融機関が同意すれば、あなたが保証人からはずれることにはなりますので、金融機関に相談されてみてもいいかもしれません。ただし、金融機関としては、別に保証人を付けない限り、同意をしない可能性が考えられます。

Q 6 破産を検討しています。車が津波で流されたので、夫が自己名義で車を購入しています。私が破産した場合、車は手放さなければならないのでしょうか。

A 原則として、手放す必要はありません。

- ・ 破産では、破産者の財産を換価するものです。夫婦とはいえ、夫の財産と妻の財産は別個のもので、夫の自動車が、妻の破産手続において、換価されることはないものと思われます。仮に、名義が夫というだけで、お金の支払いをすべて妻がしていたような場合には問題となりえますが、換価することになるかは、個々の破産手続において判断されることになります。名義だけという場合には、専門家に相談されることをおすすめします。

Q 7 震災でも家に損傷はなかったのですが、収入が激減したため、銀行と相談し、住宅ローンの支払を一時ストップしてもらいました。最近、銀行から、もう待てないと言われていました。何とか、家を手元に残したいのですが、どうしたら良いのでしょうか。

A 民事再生（個人再生）という法的整理手続により、住宅を残すことが可能である場合があります。そのほかにも、債務整理の選択肢はあり得ますので、弁護士や司法書士等に相談することをおすすめします。

- ・ 民事再生手続は、法の規定する一定の要件の下に債務を大幅に減額して、一定期間でこの減額された債務の支払を継続する手続です。
- ・ 通常、住宅ローンはその住宅に抵当権などの担保権を設定しているので、民事再生手続をとり、全額の返済をしないことになるときは、その担保権が実行され自宅を失うこととなります。しかし、生活の本拠を失わずに生活再建ができるように、住宅ローン以外の債務は原則どおり大幅に減額する一方、住宅ローンだけを特別扱いにするのが住宅ローン特則（正確には、「住宅資金特別条項」といいます。）です。
- ・ 住宅を手元に残す以上、全額の支払が必要です。ただ、返済期間の延長や一定期間支払額を減額するなど返済方法を変更することも可能です。なお、返済期間の延長は最長 10 年間、70 歳までとされています。
- ・ 住宅ローン特則を設けることには要件がありますので、詳しくは弁護士や司法書士等の専門家に相談することをおすすめします。

個人債務者の私的整理ガイドラインをめぐる問題

Q 1 個人債務者の私的整理に関するガイドラインとは何ですか。利用を検討しているのですが、具体的にはどういう制度なのですか。

A 個人の私的整理に関する基本的考え方を整理し、私的整理の進め方、対象となる債務者、弁済計画案の内容等についての関係者の共通認識を醸成するために、本年7月に「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」がとりまとめたものです。東日本大震災の被災者が、破産手続等の法的倒産手続によらず、私的な債務整理により債務免除を受けることによって、自助努力による生活や事業の再建を支援するための環境を整備することを目的としています。

- ・ 例を挙げて具体的に説明します。

たとえば、住宅と自動車をローンで購入した方が、津波で住宅も自動車も流されてしまった場合、住宅・自動車がなくなっても、法律上は、原則として、住宅ローンと自動車ローンは残ってしまいます。その上、就業先も被災し、失業や収入減となってしまうこともありえます。

失業や収入減によりローンの支払ができなくなった場合、これまでは、主に、破産や個人民事再生といった手続で、債務を整理することが行われていました。

しかし、破産や個人民事再生の手続をとると、信用情報登録機関に登録され（いわゆるブラックリストに載る）、今後、一定期間は、借入れができなくなってしまうます。また、破産や個人民事再生手続では、免責等の効果が保証人に及ばないため、債権者は保証人に請求できることにはなりますが、保証人に迷惑がかかることを理由に、破産や個人民事再生を躊躇される方も多いかと思われます。

- ・ そこで、今回の東日本大震災の影響で収入減となり債務の返済が難しくなった方が、信用情報機関に登録されることなく、また、保証人への請求もされる恐れもなく、債務の減免等を受けることができるというスキームが作られました。それがこのガイドラインです。

このガイドラインを活用できれば、住宅や自動車が流され、ローンだけが残った方について、従前の債務を整理しつつ、（信用情報機関に登録されないため）、新たに住宅や自動車の購入のための借入れをすることが可能となり、被災者の生活再建に大いに役立つこととなります。

- ・ 個人事業者の方についても、ガイドラインの利用ができます。
- ・ なお、「個人債務者」の私的整理に関するガイドラインという名称のとおり、個人債務者（個人事業者を含む）が対象で、法人は対象となっていません。

Q 2 個人債務者の私的整理に関するガイドラインは、どのような人が利用できるの

ですか。

A 東日本大震災の影響で、住宅ローンや事業性ローン等の債務の弁済が困難となっている個人の債務者が対象となります。また、このガイドラインによる債務整理を申し出るには、下記のような一定の要件を満たしている必要があります。

なお、法人は対象外となります。

- ・ ガイドラインを利用するための要件は以下のとおりです。
- 1. 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、住宅ローン、事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること
- 2. 弁済について誠実であり、その財産状況（負債の状況を含む。）を対象債権者に対して適正に開示していること
- 3. 東日本大震災が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為（延滞等）がなかったこと（当該対象債権者の同意がある場合は除く）
- 4. このガイドラインによる債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること
- 5. 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること
- 6. 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと
- 7. 破産法 252 条第 1 項（第 10 号を除く。）に規定される免責不許可事由（債権者を害する目的で財産を隠す等）に相当する事実がないことです。
- ・ なお、債権者数による制限はなく、債権者が 1 名の場合でも活用が可能です。

Q 3 個人債務者の私的整理に関するガイドラインの利用を検討しているのですが、申出要件の「東日本大震災の影響を受けたこと」の証明はどのようにすれば良いですか。原発の影響による場合も、影響を受けるものとして制度の利用は可能ですか。

A リ災証明書を提出するのが典型的でしょう。

原発の影響による場合でも、ガイドラインの利用は可能ですが、原発事故の賠償金を弁済の原資とすることが予定されています。

- ・ 東日本大震災の影響には、地震・津波により、家屋が倒壊損壊又は流失した、事業所や事業設備等が損壊又は流失した、原子力発電所の事故による営業損害等を受けたといった直接的な影響のほか、勤め先が被災したことにより失業した又は給料が下がった、取引先や顧客が被災したことにより、売上が減少したといった間接的な影響もありますが、ガイドラインでは、間接的な影響でも利用できます。

- ・ 個人債務者の私的整理に関するガイドライン Q&A によれば、
 1. 家屋、事業所、事業設備等が損壊又は流失した場合
り災証明書、被災証明書等
 2. 勤務先等が被災したことにより、収入又は売上げが減少した場合
勤務先等のり災証明書、被災証明書等、過去の給与明細等
を提出することとされています。
- ・ もっとも、合理的な事由により公文書等がない場合、債務者は、陳述書に、必要事項を記載して、債権者に提出することも可とされていますし、資料がない場合でも、債務者が東日本大震災の影響により既往債務を返済できないこと又は近い将来において返済できないことが確実と見込まれることが確認できれば、ガイドラインの対象となる債務者に含まれるとされています（Q&A の Q3-2）。
- ・ 次に、原子力発電所の事故の影響を受けた場合も、ガイドライン利用の対象となります（Q&A の Q3-1）。もっとも、Q&A では、「影響により当該債務者が既往債務の弁済ができないか否か又は近い将来に既往債務の弁済ができないことが確実と見込まれるか否かの判断にあたっては、一般に、事故による損害の賠償等による回復又はその蓋然性も考慮されるものと考えられます。」としており、多額の賠償金が近い将来入る場合には、既往債務の弁済ができないわけではないとして、ガイドライン利用の要件を充たさないと考えているようです。
- ・ また、Q&A では、「原子力発電所の事故に関して生ずる損害賠償等の各種の請求権（将来の請求権を含みます。）は、これが破産手続において自由財産とされる場合（自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる場合を含む。）を除き、弁済計画案において、対象債権者に対する弁済の原資となるものと考えられます。」とされています。

Q 4 個人債務者の私的整理ガイドラインというものがありますが、法人は利用できないのでしょうか。

A 利用できません。

- ・ 名称からも明らかなとおり、法人については、ガイドラインは利用できません。
- ・ 法人については、「東日本大震災事業者再生支援機構」や被災県ごとに設立されている「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」により、債権買い取りなどを通じた、被災事業者の再生支援が行われています。
- ・ また、平成 13 年 9 月に策定されている「私的整理に関するガイドライン」による手続や、事業再生 ADR 等を利用することも想定されます。

Q 5 住宅ローンのほかに、銀行のいわゆるフリーローンの借入れがあります。フリーローンで借りた金はギャンブルに充てていました。ギャンブルのための借入れが

ある場合、個人債務者の私的整理に関するガイドラインの利用ができないと聞きました。本当なのでしょうか。

A 破産手続における免責不許可事由がある場合でも、ガイドラインの利用ができないとは、現時点で断定はできません。運用がまだ固まっていませんので、早めに専門家に相談されることをおすすめします。

- ・ 破産法 252 条 1 項 4 号では、浪費・ギャンブル等の射幸行為によって著しく財産を減少させたり、過大な債務を負担した場合、免責不許可とされています。
そして、ガイドラインによる債務整理の申出要件には、破産法に規定する免責不許可事由がないことがあります。そうすると、一見、ガイドラインの利用はできないようにも思えます。
- ・ しかし、破産法においては、免責不許可事由があっても、破産者の事情（反省等）や不許可事由の程度（収入に比して多額のお金をギャンブルに使ったか否か等）を斟酌して、裁量免責を受けられ得ることが定められています。
- ・ そこで、裁量免責が認められるような場合には、ガイドラインの利用を認めるべきとの意見があり、運用における検討課題となっているようです。
したがって、直ちにガイドラインの利用をあきらめるのではなく、専門家に相談されることをおすすめします。

Q 6 個人債務者の私的整理に関するガイドラインの「対象債権者」とはすべての債権者のことでしょうか。消費者金融からの借入だけです利用できますか。

A 対象債権者は主として金融機関を想定していますが、例えば清算型の場合は債権額が 20 万円以上の債権者すべてが対象債権者となります。

- ・ ガイドラインでは、「対象債権者の範囲は、主として金融機関等の債権者（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、信用保証協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社、貸金業者、リース会社並びにクレジット会社等）とするが、このガイドラインに定める場合その他相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。」と規定されています。
したがって、対象債権者は主として金融機関を想定しています。
また、「貸金業者」も対象債権者の範囲とされていますので、消費者金融も対象債権者に含まれます。
- ・ 一方、例えば債務整理の申出の時点において保有する自由財産を除く全ての資産を換価・処分して弁済に充てる内容の弁済計画案を作成するいわゆる清算型弁済計画を提出している場合は、債権額が 20 万円以上の債権者についてすべて対象債権者とするものとされています。
- ・ ガイドラインにおいて、消費者金融だけの場合も利用ができますがガイドラインは、法的拘束力がないので、金融会社が、ガイドラインに従った処理に応じる法的義務

はありません。

特に中小規模の消費者金融がガイドラインに従った処理に応じるか否かは不明です。

Q 7 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務の整理は、破産や民事再生（個人再生）とは違うのですか。それぞれのメリット・デメリットを教えてください。

A メリット：(1)信用情報機関に登録されません。(2)保証人が履行請求されない可能性があります。

デメリット：対象債権者全員の同意がないと弁済計画が成立しません。

- ・ メリット(1)破産や民事再生の場合は、債権者を通じて信用情報機関に登録される（いわゆるブラックリストに載る）ので、数年間は借入れやクレジットカードの作成ができなくなります。しかし、このガイドラインによる債務整理については、信用情報機関に登録はされません（ガイドライン第10項(2)）。なお、ガイドラインによる債務整理で確定した弁済計画を履行できなくなった場合、信用情報機関に登録されてしまう可能性があります。
- ・ メリット(2)破産や民事再生の場合は、主債務者の債務が免責されても保証人には効力が及びませんので、債権者は保証人に履行請求することになってしまいます。しかし、このガイドラインによる債務整理については、原則として、保証人に履行請求しないこととされています（ガイドライン第7項(5)）。
- ・ デメリット：破産では免責について債権者の同意は必要とされませんし、民事再生についても、債権者の同意は不要（給与所得者個人再生の場合）であったり、通常の民事再生でも過半数の同意で足りますが、このガイドラインによる債務整理については、対象債権者全員の同意が必要で、全員の同意がないと弁済計画は成立しません（ガイドライン第9項(3)）。
- ・ その他、ガイドライン及びガイドライン Q&A（平成23年7月策定、同年8月22日改定）によっても、細部まで決められているわけではありませんので、専門家に相談されることをお勧めします。

Q 8 個人債務者の私的整理に関するガイドラインの申出要件の「既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること」とは、どのような場合をいうのですか。

A 「既往債務を弁済することができない」とは、収入が途絶えて、就労の見通しが立たず、債務全般の返済ができなくなった場合などを指します。

「近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれる」とは、貯蓄等により当面は約定どおりの返済が可能であっても、近い将来に返済ができなくな

ることが明らかである場合などを指します。

- ・ これらの状態に該当するかどうかの判断は、債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して行なわれるとされています。
- ・ 就業していても、収入が減少し、地域における一般的な生計費等を考慮した家計収支の状況等から、債務全般の返済ができなくなった場合等は「既往債務を弁済することができない」場合に該当するものとされています。

Q 9 震災で収入が途絶えてしまったので、個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務の整理を考えています。もらった義援金は、将来が不安なので使わないでいますが、財産があるということで、ガイドラインの利用ができないことになるのでしょうか。

- A** 義援金を受け取ったことで、ガイドラインが利用できなくなることはありません。
- ・ ガイドラインによる債務の整理は、債務の返済ができない又は近い将来返済ができなくなるときに利用されるものですので、例えば、多額の預金がある場合で、それを取り崩すことで長期間かかっても債務の返済ができる場合などは、ガイドラインの利用ができない可能性があります。
 - ・ しかし、ガイドラインでは、返済ができるかどうかの判断の際、生活再建支援金、災害弔慰金・見舞金、義援金については、考慮しないものとしています。
 - ・ したがって、義援金等を除いた財産の額に、収入額や負債額なども考慮し、債務の弁済ができない又は近い将来返済できなくなる場合には、ガイドラインによる債務の整理が利用できます。

Q 10 就業先が事業を再開したので、定期収入を得るようになりましたが、以前よりは給与は減ってしまいました。現在は、仮設住宅に入っていて家賃がかからないので、ぎりぎり負債を返済できていますが、仮設住宅を出て家賃を払うようになったら、返済は難しくなってしまいます。個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務の整理は可能でしょうか。

A 現在家賃がかかっていなくても、個人版私的整理ガイドラインを利用できる可能性があります。

- ・ ガイドラインの申立要件には、「近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること」があり、お尋ねのケースでは、この要件を充足するかどうか問題になります。

従来、「仮設住宅等に居住されている方は現時点では居住費負担が発生していないため、将来において住居費負担が発生した時点でガイドラインを適用」という運用でした。これによれば、お尋ねのケースで、仮設住宅退去前にガイドラインを

利用することは困難でした。

しかし、平成 23 年 10 月、運用が見直され、「仮設住宅に入居、あるいは家賃補助を受給しているなど、現時点で住居費負担が発生していない場合であっても、近い将来に住居費負担が発生することを考慮してガイドラインの要件に合致するか否かを判断する」ことになりました。

したがって、お尋ねのケースでも、「仮設住宅を出て家賃を払うようになったら債務の返済が難しい。」とのことですので、仮設住宅退去前にガイドラインの利用が可能な場合があります。

Q 1 1 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の申出要件の「弁済について誠実であり、その財産状況（負債の状況を含む）を対象債権者に対して適正に開示している」とは、どういう意味でしょうか。

A 債務者に、このガイドラインの要件を満たす弁済計画案を作成し、履行する意思があり、債務整理の申出後直に対象債権者に対して提出する財産目録及び債権者一覧表の各記載に虚偽がない状態をいいます。

債務整理の申出書、財産目録及び債権者一覧表において、その各記載に虚偽があると認められる特段の事情がない限り、この要件を満たすものと考えられます。

Q 1 2 震災前に、負債の返済が何度か滞ってしまい、債権者から「期限の利益を喪失した」と言われ、負債全額の支払を請求されていましたが、債権者との話し合いで、再び分割払をすることになり、それから一度も遅れることなく返済していました。個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の利用はできるのでしょうか。

A 返済が滞った負債についての債権者が同意すれば、ガイドラインを利用できます。

- ・ ガイドラインでは、申出の要件として、「期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと」が要求されています。これは、東日本大震災が発生する以前において、延滞等の期限の利益喪失事由に該当する事象が発生していなかったことを指します。

もっとも、ガイドラインで、「ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りではない。」とされていますので、延滞等していた負債についての債権者が同意をすれば、ガイドラインの利用が可能です。

Q 1 3 個人債務者の私的整理に関するガイドラインの申出要件の「破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できる」の意味を教えてください。申出の段階で、回収を得られる見込みを証明しなければならないのでしょうか。

A 「破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込み」とは、「対象債

権者にとっても経済的な合理性が期待できる」場合の典型例を例示したものです。

この要件は、債務整理の「申出の時点」において、対象債権者にとって経済合理性のある弁済計画案の作成が「明らかに」見込めない場合に、ガイドラインの利用ができないことを確認するためのものです。

弁済計画案が作成された段階において、弁済計画案の内容が、破産手続や民事再生手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるかを具体的に確認することとされていますので、「申出の時点」で、破産手続や民事再生手続と同額以上の回収が得られる見込みが具体的に認められなければならないものではありません。

Q 1 4 個人版私的整理ガイドライン運営委員会とは何ですか。ガイドラインによる債務整理の支援をしてもらえるのですか。

A 個人版私的整理ガイドライン運営委員会は、ガイドラインに基づき、東日本大震災の影響で債務を返済できなくなった個人（個人事業者含む）の方を対象に債務整理を円滑に進め、生活再建を促すための支援を行う組織です。

弁護士等の登録専門家の支援を受けることができます。

1 運営委員会が担う役割及び業務は、以下のとおりです。

- ・ 弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家の登録の受理及び取消し並びにその適性の審査
- ・ 登録された弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家に対する助言及び指導
- ・ 債務整理の開始の申出及び対象債権者に対して提出する必要書類の提出の支援
- ・ 弁済計画案の作成の支援（債権者の意向確認を含む。）
- ・ 報告書の作成
- ・ 弁済計画案の説明等の支援（債権者間の調整を含む。）
- ・ このガイドラインの解釈又は運用に関する Q&A 等の作成及び改訂等
- ・ その他、このガイドラインによる債務整理の的確又は円滑な実施のために必要な業務

2 登録専門家による支援について

- ・ 運営委員会には、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家（登録専門家）が登録されています。
- ・ ガイドラインによる債務整理を利用する際、登録専門家から、債務整理の申出書・必要書類の作成支援、弁済計画案の作成の支援、弁済計画案の説明等の支援を受けることができます。

Q 1 5 個人債務者の私的整理に関するガイドラインを利用したいのですが、何を

意すればよいのですか。

A 申出書や債権者一覧表などを作成し、り災証明書などとあわせて、提出する必要があります。

- ・ 債務整理開始の申出に際しては、申出書のほかに、以下の書類を作成する必要があります。一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会のホームページに書式がありますので、参照してください。
 1. 住民票の写し（ただし、本籍地の記載のあるもの）
 2. 陳述書及び添付資料（給与明細書・源泉徴収票・課税証明書の写し等）
 3. 財産目録及び添付資料（預貯金通帳・証書の写し等）
 4. 債権者一覧表
 5. 家計収支表（直近2ヵ月）
 6. 事業収支実績表（直近6ヵ月、事業者の場合）
 7. り災証明書、被災証明書等
- ・ 陳述書には、債務者が、その職業・収入の状況や、債務整理の申出をするに至った事情（債務の返済ができない理由について、震災に伴う被災の状況等の説明）のほか、期限の利益喪失事由に該当する行為の有無、反社会的勢力への所属又は関与の有無などを記載します。

Q16 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の申出をした後でも、支払は継続しなければなりませんか。

A 申出後一定期間は、基本的に、支払をしなくてもかまいません。

- ・ ガイドラインによる債務整理の申出をすると、申出があった時点から、「一時停止」の期間が開始されます。
一時停止の期間中は、弁済を差し控えるものとされていますので、基本的に、支払をしなくてもかまいません。
なお、一時停止の期間は、申出から6か月間です。ただし、6か月経過前に、弁済計画が成立した場合又は不成立によりガイドラインによる債務整理が終了した場合には、成立日又は終了日までが一時停止の期間とされます。また、全ての対象債権者の同意を得て、一時停止の期間を6か月からさらに延長することもできます。

Q17 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の申出をした後に、追加融資を受けることは可能ですか。

A 全ての対象債権者の同意があれば、可能です。

- ・ 一時停止の期間中は、原則として、負債を返済したり、新たな借金をすることは禁止されます。ただし、全ての対象債権者の同意があれば、新たな借金をすることができるものとされています。

追加融資による融資金は、対象債権者が有する既存の債権とは異なり、約定に従って随時返済されることになります。

Q 1 8 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の弁済計画案にはどのような種類があるのですか。

A 弁済型、清算型、事業再建型の3つの種類があります。

1 弁済型について

債務者に定期収入がある場合に、債務の総額を減らし、残額を原則5年以内の分割で返済していくというものです。

2 清算型について

債務者の財産を処分しお金に換えて、そのお金で債務の返済に充て、残額について免除を受けるというものです。

財産を処分する代わりに（その財産を残したままで）、その財産についての公正な価格を弁済することも可能です。

財産といっても一切の財産を処分しなければならないわけではありません。一定の財産（99万円までの現金や家財道具など）については、処分の対象となりません。

3 事業再建型について

債務者が個人事業主である場合に、債務の総額を減らし、残額を原則5年以内の分割で返済していくというものです。

Q 1 9 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の弁済型弁済計画案の場合、計画案に何を書けばよいですか。

A 債務の弁済ができなくなった理由などを記載します。

- ・ 弁済計画案には、(1)債務の弁済ができなくなった理由、(2)財産の状況、(3)債務弁済計画などを記載します。
- ・ 債務弁済計画については、分割弁済の期間は、原則として5年以内です。
- ・ 債務の減免を求める場合、破産手続による回収見込みよりも多く弁済する必要があります。
- ・ 「破産手続による回収見込み」など、弁済計画案の作成については、専門知識が必要と思われますので、専門家に相談されることをおすすめします。運営委員会の登録専門家の支援も受けることもできます。

Q 2 0 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の清算型弁済計画案の場合、計画案に何を書けばよいですか。

A 債務の弁済ができなくなった理由などを記載します。

- ・ 弁済計画案には、(1)債務の弁済ができなくなった理由、(2)財産の状況、(3)債務弁済計画などを記載します。
 - ・ 清算型では、債務者の財産を処分しお金に換えて、そのお金で債務の返済に充て、残額について免除を受けることとなります（財産を処分する代わりに、その財産についての公正な価格を弁済することも可能です。）。
- 財産といっても一切の財産を処分しなければならないわけではありません。一定の財産（99万円までの現金や家財道具など）については、処分の対象となりません。たとえば、生活再建支援金、災害弔慰金などは、処分の対象にならないとされています。
- ・ 処分の対象となる財産の範囲など、弁済計画案の作成には、専門知識が必要と思われるので、専門家に相談されることをおすすめします。運営委員会の登録専門家の支援も受けることもできます。

Q 2 1 定期収入があるのですが、個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の清算型弁済計画案を利用することは可能でしょうか。

A ガイドラインでは利用可能となっていますが、注意も必要です。

- ・ ガイドラインでは、清算型について、「将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある債務者が同様の内容とすることは妨げられない。」として、定期収入がある債務者が清算型の弁済計画案を利用することを認めています。
- もっとも、ガイドラインによる債務整理では、対象債権者全員の同意が成立要件となっています。
- ・ 定期収入がある債務者が、弁済型ではなく、清算型の弁済計画案を提出した場合、対象債権者が同意をちゅうちょする可能性もありますので、清算型の弁済計画案でも合理性があり妥当なものであることをしっかりと説明することが重要です。
 - ・ この説明は簡単なことではありませんので、専門家に相談されることをおすすめします。運営委員会の登録専門家の支援も受けることができます。

Q 2 2 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の事業再建型弁済計画案の場合、計画案に何を書けばよいですか。

A 債務の弁済ができなくなった理由などを記載します。

- ・ 弁済計画案には、(1)債務の弁済ができなくなった理由、(2)財産の状況、(3)債務弁済計画などを記載します。
 - ・ また、事業再建型の弁済計画案では、他の類型（弁済型、清算型）と異なり、以下の事項も記載する必要があります。
1. 事業見通し（売上・原価・経費）
 2. 収支計画（債務整理の申出をした翌年度から5年間分）

3. (東日本大震災発生以前に既に営業利益が赤字であった場合)赤字の原因、解消の方策など

- ・ 債務弁済計画については、分割弁済の期間は、原則として5年以内です。
- ・ 債務の減免を求める場合、破産手続による回収見込みよりも多く弁済する必要があります。
- ・ 「破産手続による回収見込み」など、弁済計画案の作成については、専門知識が必要と思われますので、専門家に相談されることをおすすめします。運営委員会の登録専門家の支援も受けることもできます。

Q23 被災者生活再建支援金、災害弔慰金・見舞金、義捐金を受け取った場合、個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の弁済計画にどのような影響がありますか。震災後、災害弔慰金等を元手に不動産を購入した場合はどうですか。

A 本来、債務者の申出時の財産は、換価処分をしたり(清算型の場合)、財産の価値以上の弁済が必要とされたり(弁済型)しますが、被災者生活再建支援金、災害弔慰金・見舞金、義援金は、除外されることになると考えられます。

災害弔慰金等を元手に購入した不動産についても、同様に、除外される場合があります。

- ・ 債務者の申出時の財産は、換価処分をしたり(清算型の場合)、財産の価値以上の弁済が必要とされたり(弁済型)します。

ところで、破産手続では、破産しても所持する一定の財産(99万円までの現金や家財道具など)が認められており、これを自由財産と言います。

ガイドラインによる債務整理手続においても、破産手続において自由財産と認められるものについては、処分換価などの対象から除外されることとなっています。

ガイドラインQ&Aでも、生活再建支援金、災害弔慰金・見舞金、義援金については、基本的に、自由財産になるとされていますので、清算型の場合、換価・処分する必要はないことになりますし、弁済型の場合、これらを除いた財産の価格以上を弁済すればよいことになります。

なお、平成24年1月25日にガイドラインの運用が見直され、次のような運用となっています(一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会ホームページより)。

- ・ 自由財産たる現預金の範囲を、法定の99万円を含めて合計500万円を目安として拡張します。なお、拡張する自由財産の運用にあたっては、例外的な事情がない限り500万円を上限とし、また被災状況、生活状況などの個別事情によっては減額もあり得ます。
- ・ 現預金以外の法定の自由財産(および義捐金等特別法による現預金等の自由財産)は、法律の定めに従い、本件とは別の自由財産として取扱います。

- ・ 地震保険中に家財（差押禁止財産）部分がある場合には、状況によって柔軟に対応します。
- ・ 既に返済したローンの弁済金は、今回の拡張により自由財産になるとしても返還できません。
- ・ さらに、平成 24 年 12 月 18 日にガイドラインの運用における決定事項として、次のような運用となっています（一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会ホームページより）。

申出人（被災者）が、震災後に、ガイドラインの運用上の自由財産の範囲内として取扱われる財産により不動産を買った場合に、取得した不動産を、ガイドライン運用上の自由財産として取扱う。

Q 2 4 震災前に自動車を購入しており、ローンはすでに完済しています。生活するには車がどうしても必要ですが、個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の制度を利用する場合、車は手放さなければなりませんか。

A 自動車を残したまま、この制度を利用することは可能です。

1. 弁済型又は事業再建型の弁済計画を予定している場合
 - ・ 弁済型とは、債務者に定期収入がある場合に、債務の総額を減らし、残額を原則 5 年以内の分割で返済していくというものです。
 - ・ 事業再建型とは、債務者が個人事業主である場合に、債務の総額を減らし、残額を原則 5 年以内の分割で返済していくというものです。
 - ・ 弁済型・事業再建型では、資産の処分を必ずしなければならないわけではありませので、自動車を残したまま、ガイドラインを利用することは可能と考えられます。
2. 清算型の弁済計画を予定している場合
 - ・ 清算型とは、債務者の財産を処分しお金に換えて、そのお金で債務の返済に充て、残額について免除を受けるというものです。

もっとも、財産といっても一切の財産を処分しなければならないわけではありません。一定の財産（99 万円までの現金や家財道具など）については、処分の対象となりません。自動車についても、年式等から価値が低いと見込まれる場合には、処分の対象とならない場合があります。

- ・ 自動車の価値が低いとはいえない場合でも、自動車の価値に相当する額を弁済することで、自動車を残すことは可能と思われます。

Q 2 5 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の弁済計画案はいつまでに提出しなければなりませんか。また、提出が遅れた場合、どうなりますか。

A ガイドラインでは、債務整理の申出から、弁済型・清算型の場合は 3 か月以内に、事業再建型の場合は 4 か月以内に、弁済計画案を提出しなければならないとされています。

す。

もっとも、実際は、それよりも早く提出する必要があります。

- ・ ガイドラインでは、提出期限は上記のとおりになっていますが、弁済計画の提出とあわせて、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が作成する「報告書」も同時に提出しなければならないことに注意が必要です。

報告書は、弁済計画案ができた後に作成されるものです。したがって、弁済計画は、上記の提出期限から、報告書の作成時間を差し引いた期間内に提出したほうがよいでしょう。

- ・ もっとも、提出期限を延長することは可能ですし、期間内に提出がないからといって直ちにガイドラインによる債務整理が終了してしまうわけではありません。

Q 2 6 知人の住宅ローンについて保証人になっています。知人が個人債務者の私的整理に関するガイドラインを利用するようです。私は保証分を弁済しなければならないのでしょうか。

A 原則として、弁済する必要はなくなります。

- ・ 主債務者がガイドラインによる債務整理をした場合、ガイドラインでは、「保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き」保証債務の履行は求めないものとされています。
- ・ 「保証履行を求めることが相当と認められる場合」かどうかは、次のような事情などを勘案することになります。
 1. 主たる債務者の信用力のみでは融資が受けられなかったことから、主たる債務者の近親者が自ら申し出て、保証による信用力の補完を行っている
 2. 個人事業主の経営に関与している配偶者、後継者等が保証を行っている
 3. 保証人が対価を得て、保証を行っている（多少の謝礼等の場合は除く。）
 4. 保証人に一定の収入や資産があり、保証履行を求めても生活に支障が生じない
- ・ 保証債務の履行を求めらなくなった場合、保証契約の解除又は保証債務の免除が行われるものと思われます。もし、ガイドラインによる債務整理が成立した後、対象債権者から保証契約の解除や保証債務の免除についての申出がないようでしたら、あなたの方から、対象債権者に保障契約の解除又は保証債務の免除を求めるようにしてください。

Q 2 7 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の弁済計画の報告書とは何ですか。誰が作成するのですか。

A 報告書は、弁済計画案の内容が個人債務者の私的整理に関するガイドラインに適合しているか等の確認を報告するもので、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が作成

します。

報告書に記載される事項はおおむね次のとおりです。

- ・ 弁済型・事業再建型の弁済計画案の場合
 - (1) 債務者がガイドラインによる債務整理の申出要件（東日本大震災の影響によって既往債務の弁済が不可能になったこと等）を充たしているか否か。
 - (2) 弁済計画案の内容がガイドラインに適合しているか否か。
 - (3) 弁済計画案の合理性（弁済額の合理性など）について特段の問題があるか否か。
 - (4) 弁済計画案の実行可能性について特段の問題があるか否か。
 - (5) 弁済計画案が、破産手続による回収の見込みよりも多くの回収が得られる見込みがあるか否か。

その他、保証債務がある場合には、保障履行を求めることの相当性などについて特段の問題があるか否かも記載事項となります。

- ・ 清算型の弁済計画案の場合
弁済型・事業再建型での、(1)～(4)が記載されます。(5)は、債務の減免を含む弁済計画案の場合以外は、記載されません。保証債務がある場合に記載事項が追加されることは、弁済型・事業再建型と同様です。

Q 2 8 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の弁済計画案の説明等は、どのようにすればよいのですか。

A 債権者説明会を開催し、すべての債権者に対して、弁済計画案及び報告書の説明などを行うことになります。

- ・ 債務者は、弁済計画案及び報告書の提出後、すべての対象債権者に対して、弁済計画案及び報告書の説明、質疑応答並びに意見交換を行わなければなりません。
- ・ 説明等は、対象債権者すべてに対して、同じ日にしなければなりません（債権者によって説明する日を違えない）。
- ・ 弁済計画案の説明等の方法には、個別に面談する方法もありますが、同じ日に説明をしなければならない以上、対象債権者が単数やごく少数である場合を除き、債権者説明会を開催するのが通常でしょう。
- ・ 弁済計画案の説明等は、債務者が行うものとされていますが、必要に応じて、報告書を作成した弁護士等に弁済計画案の説明等の支援を求めることができます。債務者としても、積極的に、説明の支援を求めてください。。

Q 2 9 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の弁済計画は、どのように成立するのですか。

A 対象債権者すべてから、弁済計画案への同意書面を得られれば、弁済計画は成立します。

- ・ 弁済計画案及び報告書の説明等がされた日から1か月以内に、対象債権者から、弁済計画案に対する同意又は不同意の意見表明がされます。意見表明は、債務者あての書面によりされます。
対象債権者すべてが、同意の意見表明をした場合、弁済計画は成立します。
- ・ また、不同意の意見表明がされたからといって、ただちに弁済計画が不成立となるわけではありません。不同意の意見表明をしている対象債権者に対し、弁済計画案の合理性等を再度説明することや、弁済計画案を変更するなどの協議をした結果、一度不同意の意見表明をしたものを含むすべての対象債権者の同意を得られれば、弁済計画は成立します。
- ・ 協議を続けたにもかかわらず、合理的な期間内に同意が得られないときは、ガイドラインによる債務整理は不成立により終了することになります。

Q30 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の弁済計画が成立に至らなかった場合、どうしたらよいですか。

A ガイドラインによる債務整理は、破産や民事再生と異なり、強制力がありませんし、多数決で決めることはできませんので、同意しない対象債権者を拘束することはできません。

不同意の意見表明がなされ、弁済計画案の変更等の協議をしてもなお、すべての対象債権者の同意が得られない場合には、このガイドラインによる債務整理は不成立によって終了します。

ガイドラインによる債務整理が不成立となってしまった場合でも、破産や民事再生等の法的手続による債務整理の方法もありますので、専門家に相談されることをおすすめします。

Q31 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の弁済計画は無事成立しましたが、勤め先が突然倒産してしまい、弁済計画の履行ができなくなりました。どのようにしたらよいですか。

A 対象債権者に対し、弁済計画の変更の申出をしてください。

- ・ ガイドラインでは、弁済計画の履行が難しい状況が発生した場合、対象債権者との協議により、弁済計画の変更をすることも可能とされています。

ガイドラインQ&Aでは、「債務者が弁済計画を履行できないこと（初期延滞の発生）のみをもって期限の利益を喪失させることはガイドラインにおける適切な対応とはいえない。」としていますが、弁済計画の変更の協議に一定程度の時間を要するでしょうから、早めに協議を始めた方がよいでしょう。

Q32 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理の債権者の中に、

利息制限法を超える利率であった業者がいます。何か注意すべき点がありますか。

A 債権額が対象債権者の主張する額と異なったり、過払い金が発生している可能性がありますので、注意が必要です。

- ・ 金銭消費貸借契約による利息は、利息制限法により、元本 10 万円未満ならば年 20% まで、10 万円以上 100 万円未満ならば年 18% まで、100 万円以上ならば年 15% までと規定され、利息がこの利率を超過する時には、超過する部分については無効となります。

これを超える利息を支払った場合には、元本に充当されます。その結果、実際の債権額が、債権者の主張する額よりも小さくなる場合があります。さらには、元本と法律上の利息を完済していたはずであるのに、それを超えて利息を支払っていた場合には、払い過ぎた部分（過払い金）について返還請求をすることができます。

したがって、対象債権者の主張する債権額で弁済計画案を作成してしまうと、本来の債権額よりも多く支払ったり、もはや弁済の必要がないのに支払ったりすることになる可能性があります。

- ・ その他、利息制限法に従った計算や過払い金の回収などの問題もありますので、専門家に相談されることをおすすめします。

Q 3 3 個人債務者の私的整理に関するガイドラインによる債務整理に非協力的な業者がいる場合は、どのように対処したらよいでしょうか。

A ガイドラインによる債務整理は、破産や民事再生と異なり、強制力がありませんし、多数決で決めることはできませんので、同意しない対象債権者を拘束することはできません。不同意の意見表明がされ、弁済計画案の変更等の協議をしてもなお、すべての対象債権者の同意が得られない場合には、このガイドラインによる債務整理は不成立によって終了します。

ガイドラインによる債務整理が不成立となってしまった場合でも、破産や民事再生等の法的手続による債務整理の方法もありますので、専門家に相談されることをおすすめします。

事業者の二重ローンをめぐる問題

Q 1 事業者ですが、今回の震災で、工場が損壊しました。工場の修繕をしたいのですが、震災前からの債務が負担になって新規の資金調達が困難です。東日本大震災では、事業者の二重債務問題（二重ローン問題）対策として、債権の買取りなどをしてくれるところがあると聞きましたので、教えてください。

A 産業復興相談センター・産業復興機構

東日本大震災事業者再生支援機構

があります。

- ・ 産業復興相談センター・産業復興機構は、再生可能性のある事業者の債権買取りや金融機関からの借入に係る利子補給などを通じ、被災事業者の再生を支援しています。被災県ごと（青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉）に設立されています。
- ・ 東日本大震災事業者再生支援機構は、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域で事業の再生を図ろうとしている事業者に対して、金融機関等が有する債権の買取り等を通じてその再生を支援しています。
- ・ 詳しくは、被災県の産業復興相談センター・産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構にご確認ください。

Q 2 産業復興相談センター・産業復興機構と東日本大震災事業者再生支援機構とで、支援対象となる事業者は異なるのでしょうか。

A 産業復興相談センター・産業復興機構が対象とする事業者は、東日本大震災の影響を受けたことにより再生可能性があるものの過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとする事業者が対象となります。

東日本大震災事業者再生支援機構の対象事業者は、東日本大震災で受けた被害により過大な債務を負っている事業者で、対象地域において事業の再生を図ろうとする事業者です。大企業（大規模な事業者）、第三セクターは対象外となります。小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者は重点的支援対象となっています。産業復興機構が支援することが困難な事業者も対象事業者です。

- ・ 産業復興相談センター・産業復興機構と東日本大震災事業者再生支援機構では、対象事業者が異なりますが、被災した事業者の事業再生のために、東日本大震災事業者再生支援機構と産業復興相談センター及び産業復興機構は、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないとされています。
- ・ 詳しくは、被災県の産業復興相談センター・産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構にご確認ください。

Q 3 東日本大震災事業者再生支援機構の支援体制が強化されたと聞きましたが、どのように変わったのでしょうか。

A 主に、支援決定までの期間短縮を目的とした支援体制の強化がされています。

- ・ 平成 24 年 6 月に、支援体制の強化を打ち出しており、その中心は、支援決定までの期間の短縮化です。例えば、次のようなものがあります。
 1. 案件対応機関の標準を 180 日から 90 日へと半減
 2. 信用保証協会保証付き債権処理のスピードアップ
 3. 小口事業者の案件担当を専門とするチームの創設
 4. 一定の金額以下の案件については、取締役会決定でなく、常務会決定で行えるようにし、意志決定を迅速化

Q 4 大企業（大規模な事業者）は、東日本大震災事業者再生支援機構の支援対象外となるようですが、支援対象となる事業者との区別は、どのような基準によるのでしょうか。

A 支援対象外となる大企業（大規模な事業者）となるかどうかは、業種、資本金額、従業員数等により決まります。

- ・ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令第 1 条で規定されています。支援対象となる事業者は、以下のとおりです。

〔中小企業〕

原則として資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下の事業者（業種、法人ごとに要件が異なります）

〔中堅企業〕

資本金 5 億円以下又は従業員 1,000 人以下の事業者（産業復興相談センターが産業復興機構による支援が困難であり、当機構による支援を受けることが有効であると認めた事業者）

- ・ 詳しくは、東日本大震災事業者再生支援機構にご確認ください。

Q 5 震災を機に、業種を変更しようと考えています。業種を変える場合でも、東日本事業者再生支援機構の支援対象になりますか。

A 新たな業種や分野で事業の再生を図る場合も支援対象になります。

- ・ 同じ業種のままでなければならぬと決められているわけではありません
- ・ 詳しくは、東日本大震災事業者再生支援機構にご確認ください。

Q 6 今回の震災で被害を受けました。新たに別の地域で、事業を再開しようと考えています。東日本事業者再生支援機構の支援を受けることはできるのでしょうか。

A 再開先の地域が「被災地域」の中であれば、支援を受けることは可能です。

- ・ 被災地域で事業の再生を図る事業者であれば、対象となりますので、従前と同じ場所でも、別の被災地域において、事業を再開しようとする場合は支援対象となります。
- ・ 詳しくは、東日本大震災事業者再生支援機構にご確認ください。

Q 7 東日本大震災事業者再生支援機構では、金融機関等が有する債権を買い取ってもらえる場合があると聞きましたが、「金融機関等」とは、どのようなものですか。

A 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第 2 条、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則第 3 条、第 4 条に具体的に列挙されています。

- ・ 銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、農水産業協同組合、生命保険会社、損害保険会社、貸金業者、リース会社、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等の政策金融機関、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、信用保証協会、外国銀行、地方公共団体等およそ考えられる金融債権者が対象となります。

Q 8 東日本大震災後に融資を受けたのですが、この借入れは、東日本大震災事業者再生支援機構の買取り対象となりますか。

A 原則として、買取対象とはなりません。

- ・ 東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定基準では、「申込事業者の被災前の債務」と表現されているため、震災後の借入れについては原則として買取り対象とはなりません。もっとも、震災後の借入れであっても、震災前からの借入れについてのつなぎ融資である場合などは、被災前の借入れと扱われる可能性があります。
- ・ なお、放射能汚染により被害を受けた農林水産事業者等については、平成 23 年 3 月 11 日以降に被害を受けていることが考えられますので、出荷制限等により被害を受けたときが基準日となります。
- ・ 詳しくは、東日本大震災事業者再生支援機構にご確認ください。

Q 9 東日本大震災事業者再生支援機構では、買い取った債権を免除してもらえるのですか。

A 必ず免除されるとは限りません。

- ・ 東日本大震災事業者再生支援機構では、経営状況並びに事業再生計画の内容により、借入金の免除について個別に検討するとしています。
- ・ 詳しくは、東日本大震災事業者再生支援機構にご確認ください。

Q 10 東日本事業者再生支援機構が支援決定を行うかどうかは、どのようにして決

まるのですか。

A 東日本事業者再生支援機構が、支援決定を行うにあたっては、支援基準によるものとされています。

- ・ 支援基準のうちの、支援決定基準の具体的内容は、次のとおりです。
 - (1) 申込事業者の被災前の債務が、東日本大震災による被害の結果、収益力に比して過大な債務となったこと。
 - (2) 申込事業者が、東日本大震災前に「被災地域」で事業活動を行っており、「支援対象となる事業者」であること。
 - (3) 事業再生が見込まれること。 事業再生が見込まれることを確認するものとして、例えば、次のようなことが必要とされています。
 - ・ 再生支援の申込みに当たり、メインバンク、スポンサー等から貸付け、出資が見込まれること
 - ・ 15年以内に有利子負債のキャッシュ・フローに対する比率が15倍以内となること
 - ・ 5年以内に営業損益が黒字となること（補助金等で経常黒字の場合も配慮）
 - ・ 15年以内に債務超過が解消される見込みであること
 - (4) 事業再生計画が、申込事業者が事業再生を行おうとする地方公共団体が定めた東日本大震災からの復興に係る計画や、当該地方公共団体が実施する復興に向けた取組に反しないこと。
 - (5) 申込事業者が、労働組合等と事業再生計画の内容等について話し合いを行ったこと又は行う予定であること。
 - (6) 申込事業者が、反社会的勢力ではなく、また、そのおそれもないこと。
- ・ 詳しくは、東日本大震災事業者再生支援機構にご確認ください。

Q11 東日本事業者再生支援機構が、債権買取りを決定するかどうかは、どのようにして決まるのですか。

A 東日本事業者再生支援機構が、債権買取りを行うにあたっては、支援基準によるものとされています。

- ・ 支援基準のうちの、買取決定基準の具体的内容は、次のとおりです（概要）。
 - (1) 買取りをすることができると見込まれるもの等の額が、必要債権額を満たしていること。
必要債権額とは、事業者の再生のために、金融機関等から債権買取りの申込等が必要と認められる債権の額のことを言います。
 - (2) 買取決定の対象となる買取申込み等をした関係金融機関等が回収等停止要請に反して回収等をしていないこと。
 - (3) 買取価格は、支援決定に係る事業再生計画、被災地復興の見通し、再生支援

を開始した後における対象事業者の経営状況の見通し、債権の担保の目的となっている財産の価格の見通し等を勘案した適正な時価を上回らない価格であること。

(4) 買取決定時点においても、支援決定基準を満たすこと。

(5) 支援決定までに、対象事業者が労働組合等と事業再生計画の内容等について話し合いを行っていない場合は、当該話し合いを行ったこと。

- ・ 詳しくは、東日本大震災事業者再生支援機構にご確認ください。

Q 1 2 東日本大震災事業者再生支援機構の債権の買取価格はどのように算定されますか。

A 「債権の買取価格の算定方法に関する指針」に基づき、算定します。

- ・ 具体的には、対象事業者の経営状況の実績や見通し、被災地域の復興の見通し、対象事業者の経営改善策等から、事業再生計画期間に応じて最長 15 年のキャッシュ・フローを算定し、これを一定の割引率で現在価値に割り引き、その総額を買取価格とする方法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）に基づき価格算定を行います。
- ・ また、上記のディスカウント・キャッシュ・フロー法による価格算定が難しい場合には、簡易な算定手法として、再生支援の期間中の当該債権に係る元利金の回収可能価額と再生支援の完了時の当該債権に係る担保財産の価額を勘案したりファイナンス価額との合計額を一定の割引率を用いて現在価値に割戻す手法に基づき価格算定を行います。
- ・ 詳しくは、東日本大震災事業者再生支援機構にご確認ください。

Q 1 3 東日本大震災事業者再生支援機構による支援の申込みに事業再生計画が必要とのことですが、地域の復興計画自体が検討中の段階のため、具体的な事業再生計画が作成できません。どうしたら良いでしょうか。

A 事業再生計画は、再生のおおよその見通しを記載したもので構いません。

東日本事業者再生支援機構は、計画を作る準備の段階からの相談にも応じているので、相談に行かれることをおすすめします。

その他

Q 1 震災で、キャッシュカードや預金通帳、印鑑も紛失してしまいました。預金を引き出すことはできないのでしょうか。

A キャッシュカードや預金通帳、印鑑がなくても、本人であることを確認できる資料があれば、預金の払戻しは可能です。

- ・ 預金は払戻請求をしている人が預金者本人であることを確認したうえで、預金者本人に払い戻すのが原則です。これは、金融機関が、払戻請求をしている人が預金者本人であることを確認しないで他人に預金を払い戻してしまった場合、既に払い戻した預金についても預金者に支払わなければならないとなり、二重に預金の支払をしなければならない危険が生じる可能性があるためです。
- ・ 払い戻し請求をしている人が預金者本人であるかどうかは、通常、キャッシュカードの場合は暗証番号、預金通帳であれば届出の印鑑と払戻請求をしている人の氏名及び預金通帳の名義が一致しているかどうかということで確認し、預金の払戻しをしています。
- ・ しかし、今回の震災でキャッシュカードや預金通帳、印鑑を紛失してしまった場合には、通常の方法での本人確認はできませんが、預金者本人であることが確認できれば、一定の範囲で払戻しに応じる特例措置がとられています。
- ・ 本人であることを確認できる資料とは、一般的に
 1. 運転免許証
 2. 健康保険証
 3. パスポートなどです。

自治体が発行する「り災証明書」も本人確認資料として、有力です。

- ・ また、今回の震災によって運転免許証などの本人確認資料も紛失してしまい、上記のような本人確認方法をとることが困難な場合には、暫定的な措置として、当分の間、金融機関で、氏名・住所等により本人であるとの申告することで、金融機関は本人確認をすることができ、預金の払戻しに応じることが可能とされました。これは、平成 23 年 3 月 25 日付けで「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」の一部を改正する命令が公表・施行されたことにより、可能になった方法です。
- ・ 預金の払戻しには預金残高があることを証明することも必要です。
- ・ この点は、本人の確認ができて、口座番号がわかれば、金融機関のコンピューターで処理して確認してもらうことができます。

Q 2 「振り込め詐欺」に遭い、お金を振り込んでしまいました。どうすればよいのでしょうか。

A 直ちに、警察に被害届を出し、振込先銀行にも通報（届出）して、振り込んだ預金

口座等の取引の停止（凍結）を依頼して下さい。

1. まずは、直ちに警察に被害届を出し、振込先銀行にも通報（届出）をして、振り込んだ預金口座等の取引の停止を依頼してください（一般に「口座の凍結」と呼ばれています。）。口座が凍結されれば払戻がされなくなるので、その口座に預金残高が残っていれば、この口座預金からの被害金の回収が可能となる場合があります。
また、後に触れますいわゆる振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）による被害回復分配金の請求の端緒となります。
2. 犯人への返還請求
犯人に対して振り込んだお金の返還請求をすることはできますが、一般に振り込め詐欺においては、犯人が判明しないことが多く（口座名義人＝犯人ではありません）、誰に対して手続を行うのかが不明なので、犯人への返還請求は現実的には困難です。
3. 銀行、口座名義人への請求
口座に残高が残っていても、被害者本人固有の権利として直接払戻しを受けることはできません。そこで、「債権者代位訴訟」を提起することによって、銀行へ払戻請求をすることが考えられます。
預金口座人にとっては理由無く口座にお金が入り込まれているのですから、被害者は、口座名義人に対して、振り込んだお金を返してもらう権利（不当利得返還請求権といいます。）を持っています。
他方で、口座名義人は、金融機関に対して預金の払戻請求権をもっています。そこで、口座名義人に対して不当利得返還請求権という債権を有している被害者が、口座名義人に代わり（「債権者代位」といいます）、口座名義人の口座払戻請求権を行使することで、被害金の回復を図ることが考えられます。
次に、事情如何によっては、口座名義人に対して損害賠償責任を問うことができる場合もあります。
裁判手続をとりたい場合は、弁護士や司法書士等の専門家に相談するとよいでしょう。
4. 振り込め詐欺救済法による救済
一定期間内に被害回復分配金の請求を行うことで、被害金の回復ができる場合があります。
詳しくは、振込先の金融機関にお問い合わせ下さい。
5. さらに、刑事裁判で、犯人から犯罪被害財産をはく奪（没収・追徴）する判決が出た場合には、犯罪被害財産支給手続により、被害の全部又は一部に相当する額が給付金として支給される可能性があります。
ただし、給付金は、自動的に支給されるのではなく、手続を行っている検察官に対する申請が必要となります。

また、犯罪被害財産をはく奪（没収・追徴）した場合でも、支給手続きにかかる費用等を考慮して、十分な資金が確保できないと検察官が判断した場合には、犯罪被害財産支給手続は開始されません。

支給手続が開始されたことや、支給対象となる犯罪行為の範囲等は、官報に掲載されるほか、検察庁のホームページでも公開されます。

また、検察官が、通知可能な被害者等を把握していれば、それらの方々へ個別に通知を出すことになっています。

Q 3 根抵当権の設定者（不動産所有者）が行方不明です。元本を確定させるにはどのようなすればよいでしょうか。

A 元本確定期日の定めがなければ、根抵当権者は、不動産所有者に請求することで元本確定させることができます。請求の相手が行方不明である場合には、公示による意思表示の方法によります。

元本確定期日の定めがある場合は、元本確定期日の到来により確定する他、根抵当権を実行（競売など強制執行手続を行うこと）することでも確定します。

- ・ 公示による意思表示の制度とは、伝える意思表示を記載した書面を受け取りにすれば交付する旨を裁判所の掲示場に掲示し、さらにその掲示があったことを官報に掲載又は裁判所が認めた場合市町村役場の掲示場へ掲示し、官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から 2 週間を経過すると意思表示が相手方に到達したものとみなされる制度です。
- ・ 公示による意思表示の制度は、現実には、相手方が認識しないにもかかわらず、意思表示がされたものとする制度ですので、表意者が相手方を知らないこと又はその存在を知らないことについて過失があったときは、到達の効力を生じません。

Q 4 震災で家を失ったため、お金を借りて家を建て直したいのですが、過去に債務整理をしています。お金を借りることはできないのでしょうか。

A 債務整理をしてから一定の年数が経っていれば、借り入れができる可能性はあります。一度、ご自分の信用情報を確認してみてください。

- ・ 債務整理をすると、信用情報を取り扱う機関に登録されることにより、数年間は、借入れやクレジットカードの作成ができなくなります。
- ・ 自分の信用情報については、取引をしている金融機関が加盟している個人信用情報機関で、確認することができます。
- ・ 信用情報機関は、クレジット会社・銀行・消費者金融のそれぞれの業界が設立し、利用しています。
- ・ いずれの機関でも、登録されている自身の情報を確認することができますが、登録情報の確認の手段や手続は、各機関ごとに異なります。

- ・ 手続の詳細については、各機関にご確認下さい。
- ・ なお、信用情報機関から信用情報が抹消されたとしても、債務整理をされたときの取引金融機関からの借り入れはできない可能性もありますので、ご注意ください。

Q 5 友人にお金を貸していましたが、震災後、行方がわかりません。支払を求めることはできますか。

A 行方不明の者に対して訴訟を提起し、判決を得たうえ、相手方に差押えることのできる財産があれば、差押えてそこから支払を求めることができます。

- ・ 注意すべきこととしては、所在がつかめないために放置しておけば、消滅時効の制度により、支払を求める債権が消滅してしまう可能性があることです。
- ・ 時効期間は、通常の民事上の債権であれば10年間、商事上の債権（企業間の取引など）であれば5年間、その他特別にそれより短い期間が定められていることもありますので、よく確認する必要があります。
- ・ 判決で勝訴を得ると、一律に判決の確定から10年間が時効の期間となりますので、訴訟を提起することは、債権の時効による消滅を防ぐメリットがあります。
- ・ 裁判の手続では、相手方に反論の機会を与えるために、相手方にどのような手続が行われているか裁判関係書類を届ける必要があります、これを送達といいます。しかし、行方不明の者に対しては、送達することができません。そのため、相手方の所在が全くつかめないような場合には、実際には届いていなくても、届けるべき裁判関係書類が届いたことにする「公示送達」という手続（借入・ローン関係ーその他3参照）があり、これにより訴訟の提起等ができることになっています。
- ・ 書類を届いたことにする「公示送達」による場合、実際には書類は届いていませんので、裁判は相手方から反論されることのない欠席裁判になるでしょうから、そのまま勝訴判決を取得できる場合が多いでしょう。
- ・ 判決を得ても差押えるものがなければ、現実にはお金の回収は困難と思われます。
- ・ なお、少額の金銭請求に使われることの多い「支払督促」や「少額訴訟」は公示送達で手続を進めることはできませんので、本件のようなケースでは使えません。
- ・ 詳しくは、弁護士や司法書士等の専門家に相談するとよいでしょう。

Q 6 震災後、生活が苦しくなりましたが、最近葉書が来て、お金を貸してくれるとのことだったのでお願いしました。2万円を借りることになりましたが、手数料5000円

を引かれ、実際には1万5000円しか振り込まれませんでした。その後、3万円も返済しましたが、まだ請求が来ます。どのようにしたら良いのでしょうか。

A 相手の業者は、違法の金融業者（いわゆるヤミ金融）である可能性があり、法律上

お金を返す必要がない場合があります。

至急、警察や弁護士や司法書士に相談することをおすすめします。

- ・ 高額な手数料や、借入額に比べ、異常に返済額が高額であることからして、相手の業者はいわゆる「ヤミ金融」である可能性が高いです。
- ・ いわゆる「ヤミ金融」は、出資法が規制する年 20%（平成 22 年 6 月 17 日以前は年 29.2%）を超える利率による利息の契約、支払要求、受領をする犯罪者です。これらの行為には、厳しい刑罰の規定が設けられており、犯罪行為です。
- ・ ヤミ金の貸付は貸付行為を装い、暴利を要求するきっかけを作るものに過ぎないと言えます。法律は法律を破る者に力を貸さないという「クリーンハンズの原則」があり、この現れとして、不法の原因で給付を行った者は給付した物の返還請求ができないとする不法原因給付（民法 708 条）の規定があり、法律上返還義務がないと解されます。
- ・ ヤミ金は貸付の際、勤務先や親族等の電話番号を聞き出し、返済をしなかったり、法的に対処した場合に、嫌がらせをして払わせようとする 경우가多くあります。早朝、深夜の取立行為、支払義務のない者への請求は貸金業規制法に禁止され、刑罰も設けられている社会的に認められない行為です。
- ・ ヤミ金の脅しに屈して支払をしたり、毅然とした対応を取らない場合には、いつまでも関係が断ち切れないことになります。毅然と法的に対処し、以後は関係をもたないようにするべきでしょう。

Q 7 東日本大震災の影響で、会社の業績が悪化しました。退職し、別の会社に転職しようと考えています。震災前から金融機関からの借金があり、返済が滞ったため裁判を起こされ、つい先日、支払を命じる判決が出されました。退職金は差押されてしまうのでしょうか。

A 退職金債権については、債権額の 4 分の 1 についてのみ、差押えが認められていません。

- ・ 民事執行法では、債務者の生活保障の観点から、一定の債権について、差押えを禁止しています。退職金債権については、4 分の 3 に該当する金額の差押えが禁止されます。
- ・ 執行裁判所は、当事者の申立てにより、債務者の生活状況その他の事情を考慮して、差押禁止の範囲を変更することができます。